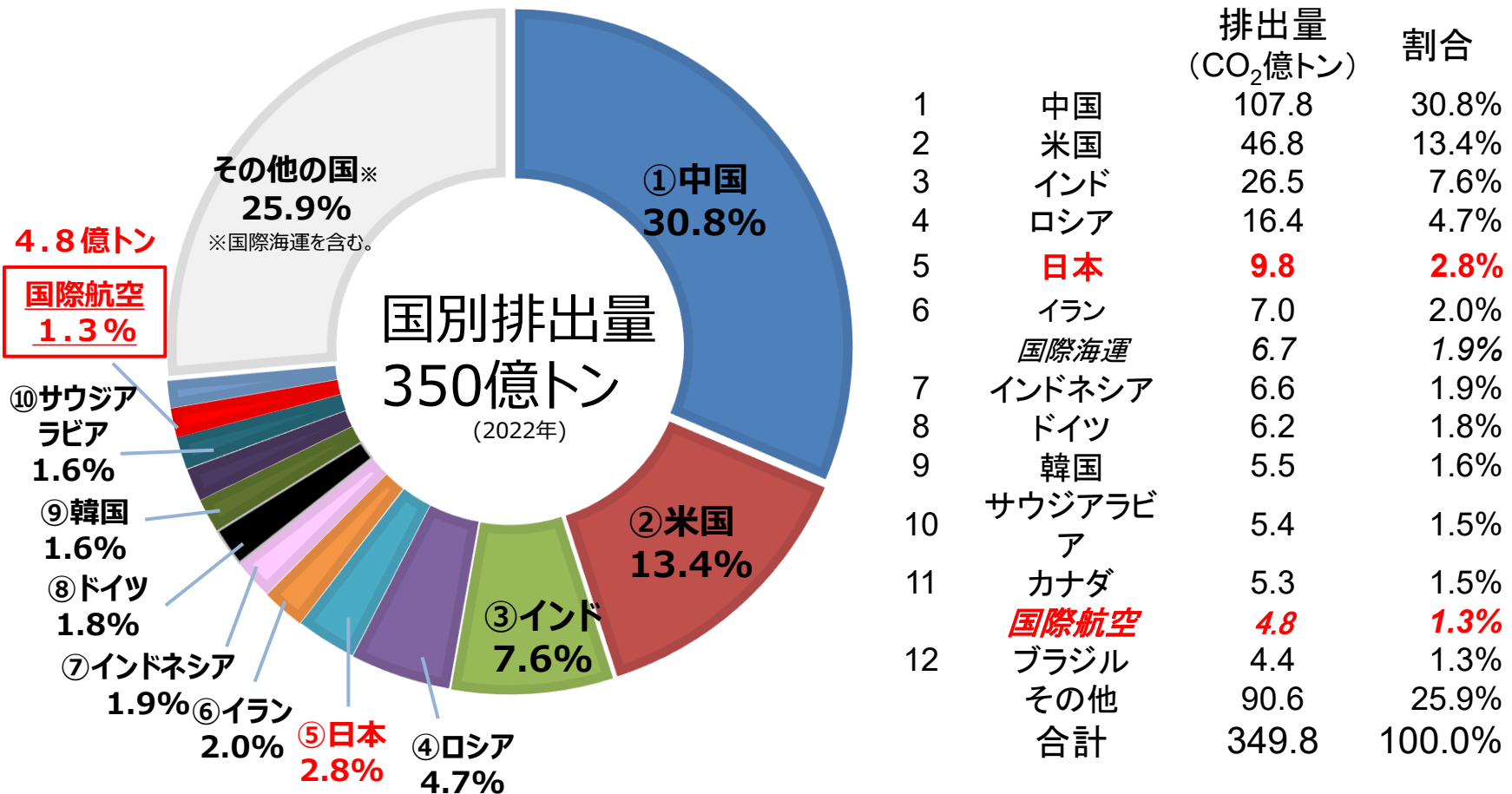


# 参考資料 ①

# 国際航空分野における温暖化対策の必要性

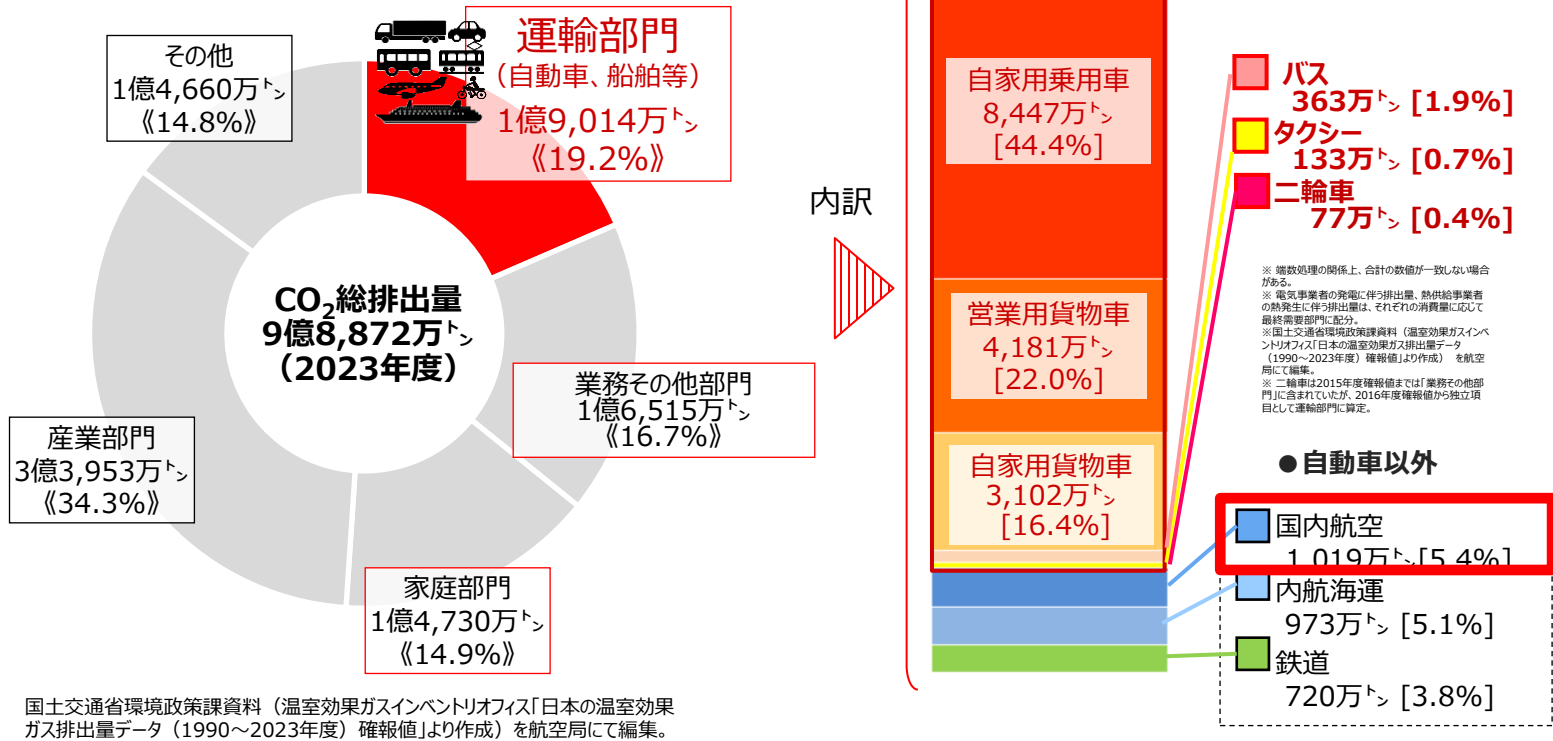
- 国際航空分野のCO2排出は、**世界全体の約1.3%**（ブラジルの1国分に相当）
- 国際航空分野における排出量は、世界的な航空需要に伴い**今後も増加の見込み**。



出典：IEA, "Green House Gas emissions from Energy" (2024) より作成

• 国内のCO2総排出量のうち運輸部門は19.2%を占め、そのうち国内航空は5.4%を占める。

我が国の各部門におけるCO<sub>2</sub>排出量      運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量



国土交通省環境政策課資料（温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2023年度）確報値」より作成）を航空局にて編集。

## 空港法

### 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

#### （目的）

第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置並びに空港の脱炭素化を推進するための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

#### （空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 空港の整備に関する基本的な事項

三 空港の運営に関する基本的な事項

四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項

3 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、**空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。**

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 空港設置規定

### 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、**空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業**（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）**を行う者として指定することができる。**

一・二（略）

2～5（略）

（地方管理空港における空港機能施設事業）

第二十三条 **地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、空港の利用者の便益の増進を図るため必要な規制をすることができる。**

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

一 成田国際空港

**二 東京国際空港**

三 中部国際空港

四 関西国際空港

五 大阪国際空港

**六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの**

2～4（略）

### 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準）

第七条 法第二十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、**空港ごとに地方管理空港において空港機能施設事業を行う者として指定をすることができるもの**とすること。

イ・ロ（略）

二（略）

三 地方公共団体の長は、**第一号の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下この条において「指定地方管理空港機能施設事業者」という。）の氏名又は名称及び住所を公示するもの**とすること。

四・五（略）

## 着陸料等

### 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（着陸料等）

第十三条 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**空港管理者**に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

### 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）（抄）

（航空機による施設の使用）

第六条 航空機の離着陸、停留又は格納のための施設で国の管理するものを使用しようとする者は、左の事項をあらかじめ空港事務所長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（着陸料等）

第十一条 第六条の規定により施設を使用する者は、着陸料、停留料又は保安料を、国土交通大臣が定める方法及び額によつて国土交通大臣に支払わなければならない。

## 特会法

### 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則 ※一部記載を簡略化

#### （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第259条の3 空港整備事業等に関する経理は、平成26年度から**借入金償還完了年度（＝2040(R22)年）の末日まで**の間、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 この条において「**空港整備事業**」とは、**空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うもの**をいう。

3 この条において「**空港整備事業等**」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

- 一 **航空保安職員研修施設の管理及び運営**
- 二 航空保安施設の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（**飛行検査業務等**）で国土交通大臣が行うもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの
  - イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（**空港関係工事**）
  - ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（**空港関係受託工事**）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（**空港関係受託業務**）
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所の所掌する事務（**地方航空局事務所所掌事務**）

4（略）

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
  - イ **国の空港の使用料収入**    ロ 地方公共団体の負担金    ハ 一般会計からの繰入金    ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
  - ホ **借入金**    ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金
  - ト 騒防法、中部法、民活法、成田法、関空法の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金
  - チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金    リ 公共用飛行場周辺における騒防法の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）
  - ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入    ル 附属雑収入
- 二 歳出
  - イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用
  - ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用
  - ハ 借入金の償還金及び利子    ニ 一時借入金の利子    ホ 附属諸費

6（略）

7 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、**空港整備事業に要する費用**とする。

8（略）

9 空港整備勘定における借入金対象経費は、**空港整備事業に係る施設の整備に要する費用**とする。

#### （空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）＝航空機燃料税の一般会計からの繰り入れ

第259条の5 当分の間、**毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。**

- 一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
- 二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

## 国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示

着陸料(重量+騒音値+旅客)		重量課金		騒音値課金	旅客数課金
国内線	有償旅客便 (15t超のターボジェット機)			(騒音値-83) × 3,400円	a. 100t以下 旅客数×720円 b. 100t超 旅客数×1,080円
	有償旅客便 (15t以下のターボジェット機) 貨物便	a. 25t以下 b. 25t超~100t以下 c. 100t超~200t以下 d. 200t超	最大離陸重量×750円 a+ (最大離陸重量-25t) ×1,150円 a+b+ (最大離陸重量-100t) ×1,490円 a+b+c+ (最大離陸重量-200t) ×1,610円	(騒音値-83) × 3,400円	旅客数×120円
	上記以外の ターボジェット機	a. 25t以下 b. 25t超~100t以下 c. 100t超~200t以下 d. 200t超	最大離陸重量×950円 a+ (最大離陸重量-25t) ×1,380円 a+b+ (最大離陸重量-100t) ×1,650円 a+b+c+ (最大離陸重量-200t) ×1,800円	(騒音値-83) × 3,400円	
	その他航空機	a. 6t以下 b. 6t超	1,000円 700円+ (最大離陸重量-6t) ×590円		
国際線	羽田空港 (ターボジェット機)		最大離陸重量×2,600円 (最低金額70,000円)	a. 騒音値が98以上 (騒音値-83) ×6,100円 b. 騒音値が97 71,400円 c. 騒音値が95~96 (騒音値-83) ×3,400円 d. 騒音値が94以下 (騒音値-83) ×2,000円	
	羽田空港以外 (ターボジェット機)	a. 25t以下 b. 25t超~100t以下 c. 100t超~200t以下 d. 200t超	最大離陸重量×950円 a+ (最大離陸重量-25t) ×1,380円 a+b+ (最大離陸重量-100t) ×1,650円 a+b+c+ (最大離陸重量-200t) ×1,800円	(騒音値-83) × 3,400円	
	その他の航空機	a. 6t以下 b. 6t超	1,000円 700円+ (最大離陸重量-6t) ×590円		

### 停留料(24時間毎の金額)

		重量課金	
国内線 国際線 ※3時間未満は無料	23t以下	a. 3t以下 b. 3t超~6t以下 c. 6t超~23t以下	810円 1,620円 b+ (最大離陸重量-6t) ×30円
	23t超	a. 23t超~25t以下 b. 25t超~100t以下 c. 100t超	最大離陸重量×90円 a+ (最大離陸重量-25t) ×80円 a+b+ (最大離陸重量-100t) ×70円
羽田国際線		3時間未満 3時間以上~24時間以下 その後24時間毎	200円/t 50円/t 50円/t

### 保安料

	有償旅客1人あたり	有償貨物1トンあたり
国内線	550円	315円
国際線	500円	286円

※1 1トン未満については1トンとして計算する(例: 71.6トン → 72トン)  
 ※2 1EPNdB未満については1EPNdBとして計算する(例: 87.3EPNdB → 88EPNdB)  
 ※3 貨物保安料については、1トンに満たない場合は徴収しない

## 旅客取扱施設利用料

### 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（旅客取扱施設利用料）

- 第十六条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う**指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料**（航空旅客の取扱施設の利用について旅客から徴収する料金（旅客の利益に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下同じ。）**を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。
- 3 第一項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の**上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 第一項の指定空港機能施設事業者は、第三項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

- 第五条 **第十五条から第二十二條まで、第三十九條及び第四十條の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。**この場合において、第十五条第一項中「国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三條において同じ。）」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

### 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準）

- 第七条 法第二十三條の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

- 六 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定地方管理空港機能施設事業者は、**旅客取扱施設利用料を定め、又はこれを変更しようとするときは、その上限を定め、地方公共団体の長の認可を受けなければならないもの**とすること。

七～十七 （略）

# 関西・伊丹法（空港管理規定、旅客取扱施設利用料）

## 空港管理規定

### 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（会社の目的）

第六条 **新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）**は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

（事業の範囲）

第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一・二 （略）

三 両空港の機能を確保するために必要な**航空旅客及び航空貨物の取扱施設**、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるもの**の建設及び管理**

四～七 （略）

2 （略）

（民間資金法の特例等）

第二十九条 会社が、民間資金法第七条の規定により、**第九条第一項の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。）**を行い、**空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）**を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。

2 **特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「空港運営権者」という。）**が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業には、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

## 旅客取扱施設利用料

### 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（空港法の特例等）

第三十二条 （略）

2 **空港法第十六条及び第三十九条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。**この場合において、同法第三十九条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「**関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定**」と読み替えるものとする。

## コンセッション空港

### 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国管理空港」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第一項に規定する国管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港（以下単に「特定地方管理空港」という。）を除く。）をいう。

2～4 （略）

5 この法律において「**国管理空港特定運営事業**」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う**国管理空港における第一号に掲げる事業**及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第二号から第五号までに掲げる事業をいう。

一 **空港の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律**（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）**第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。**）であって、空港法第十三条第一項に規定する着陸料等（以下単に「着陸料等」という。）を自らの収入として収受するもの

二～五 （略）

6 この法律において「**地方管理空港特定運営事業**」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う**地方管理空港等における第一号に掲げる事業**及び当該事業と併せて実施される当該地方管理空港等に係る第二号から第四号までに掲げる事業をいう。

一 **空港の運営等**であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの

二～四 （略）

### 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一 道路、鉄道、港湾、**空港**、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設

二～六 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「**公共施設等運営事業**」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、**公共施設等の管理者等が所有権**（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）**を有する公共施設等**（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

# 旅客取扱施設利用料に関する要領

## コンセッション特例

### 旅客取扱施設利用料の上限認可審査等取扱要領 令和2年7月20日一部改正（国空ネ企第44号）

#### （2）国管理空港特定運営事業等における特例

空港運営権者が旅客取扱施設利用料を徴収する場合又は民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第2条 第5項に規定する国管理空港特定運営事業（以下「国管理空港特定運営事業」という。）が実施されている空港において、法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）が旅客取扱施設利用料を徴収する場合の（1）1の原価算定に当たっては、航空旅客取扱施設の安全な利用や航空旅客の利便性向上に資する費用と証することが可能な限りにおいて、直接に航空旅客取扱施設に係る費用でなくとも原価の対象とすることを可能とする（滑走路、誘導路、エプロン等の空港施設に係る費用を除く）。

また、原価及び利潤の算定に際し、統合法第29条第1項に規定する特定空港運営事業又は国管理空港特定運営事業が実施されている空港において、空港運営権者又は指定空港機能施設事業者が航空旅客取扱施設に係る帳簿価額を有しない場合は、航空旅客取扱施設に係る帳簿価額に代わり、これに相当すると認められる範囲で公共施設等運営権等（無形固定資産）の価額を用いることを可能とする。

## 国際旅客取扱施設利用料

### 東京国際空港ターミナル旅客取扱施設利用料に関する約款

#### （目的）

第1条 東京国際空港ターミナル株式会社（以下「会社という。」）が管理する東京国際空港では、旅客サービス施設（ターミナルビルの旅客待合室、ロビー等の旅客共用部分、並びに手荷物取扱設備、固定橋、自動放送設備、セキュリティー施設、フライト情報施設等をいう。以下同じ）の提供に要する経費に充てるため、旅客取扱施設使用料（以下「料金」という。）を頂いております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

#### （料金）

第2条 東京国際空港から出発されるお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受けた旅客には、航空運送事業者等（以下「航空会社等」という。）を通じて航空券が発券される際に航空運賃に上乘せする方法によりお支払い頂きます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機等を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払い頂いていない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払い頂きます。

2 料金の額は次に掲げる通りとします。下記料金の額の適用に際しては、12才以上の者を大人、2才以上12才未満の者を小人とします。ただし、2才以上12才未満であっても大人用航空券を使用する者は大人とみなします。また2才未満の旅客に対して料金は課されません。ただし2才未満で小人用航空券を使用する場合は、小人とみなします。

#### （1）料金（消費税及び地方消費税を含む）

① 出国旅客（東京国際空港の出国検査を受け出発する旅客のうち、下記乗り継ぎ旅客以外のものをいいます。以下同じ。）

大人1人あたり 2,950円

小人1人あたり 1,470円

② 乗り継ぎ旅客（東京国際空港以外から到着し、本邦への上陸の有無にかかわらず同一の航空券等を使用して、24時間以内に東京国際空港より出発する旅客であって、空港への立寄り直前地以外の地点に向けて出発する旅客をいいます。なお、乗り継ぎ時間は、当該旅客の搭乗する出発航空機に係るS T D（国土交通大臣の認可等を受けた計画離陸時刻・日本標準時）から当該旅客の搭乗する到着航空機に係るS T A（国土交通大臣の認可等を受けた計画到着時刻・日本標準時）を差し引いた時間により算定します。以下同じ。）

大人1人あたり 1,470円

小人1人あたり 730円

# 国際線航空券（オンチケット）の見え方について

- 国際線運賃にオンチケットで賦課されている税金・料金等は、運賃本体とは別枠となっており、以下のように詳細が航空券面に記載される。

国際線航空チケットの例 (成田⇄ホノルル)

## eチケットお客様控 ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

※JPY … (円)

搭乗者名：  
PASSENGER NAME

航空券番号：  
TICKET NUMBER

発行所：  
PLACE OF ISSUE

予約番号：  
RESERVATION CODE

発行日：  
DATE OF ISSUE

発行店舗コード：  
ISSUING OFFICE CODE

### 運賃／航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

運賃額： FARE	運賃本体	JPY55000	支払運賃額： EQUIVALENT FARE PAID
税金・料金等合計： TAXES/FEES/CHARGES/AIRLINE CHARGES TOTAL	税金・料金等	JPY49220	航空会社手数料： AIRLINE SERVICE CHARGE
合計 TOTAL (合計金額に航空会社手数料は含まれません) (AIRLINE SERVICE CHARGE is not included.)		JPY104220	ツアーコード： TOUR CODE
支払手段： FORM OF PAYMENT			

制限事項：  
ENDORSEMENTS/RESTRICTIONS /C1-2 FLT/CNX/CHG RESTRICTED CHECK FARE RULE -BG

運賃詳細：  
FARE CALCULATION TYO HNL183.10 TYO183.10NUG366.20END ROE150.191014 XF HNL4.5

燃油特別付加運賃 (燃油サーチャージ) 航空保険特別料金 PSSC PSFC 国際観光旅客税 US Transportation Tax

税金・料金等 詳細： TAXES/FEES/CHARGES/ AIRLINE CHARGES DETAILS	JPY32000YQ / JPY1400YQ / JPY7000I / JPY2460SW / JPY1000IK / JPY890AY / JPY3610US / JPY3610US / JPY590XA / JPY1110XY / JPY1140YC / JPY710XF /	Passenger Civil Aviation Security Service Fee
	Immigration User Fee	
	APHIS User Fee	US Customs User Fee
		PFC

原券：  
ORIGINAL ISSUE

交換券：  
ISSUED IN EXCHANGE FOR

運賃とは別に徴収される税金・料金等  
(日本出発時)

コード	名称
YQ	燃油サーチャージ、航空保険特別料金
OI	旅客保安サービス料 (PSSC)
SW	旅客サービス施設使用料 (PSFC)
TK	国際観光旅客税